

後見人等による不正事例についての実情調査結果

○ 報告対象期間

令和4年1月から12月までの12か月間

○ 報告対象事件

後見人等による後見等事務の問題を把握して、解任等の最終的な措置をとった事例（不正行為がなかった事例を除く。）

※ 後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人及び未成年後見監督人をいう。

※ 家庭裁判所が後見人等による不正行為を確認し、報告対象期間中に後見人等に対する最終的な措置を終えた事例であり、必ずしも不正行為そのものが当該期間中に行われたものではない。

○ 報告された事件数

191件

○ 被害総額（被害額が特定できない4件を除く187件の合計）

約7億5000万円（100万円単位四捨五入）

※ このうち、専門職による不正事例は20件、被害総額は約2億1000万円（100万円単位四捨五入）であった。

※ なお、事件数及び被害総額は、いずれも最高裁判所事務総局家庭局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。